



募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)クロノス・インターナショナル(東京都港区新橋5-27-1 観光庁長官登録旅行業 1584号)(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理などを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページまたはパンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)および、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。)にて必要事項をお申込のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20%以内となります。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社から契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといいます。

ホームページにてお申し込みの場合、当社は当社サイトにて所定の事項を入力のうえ、サイト上でクレジットカードにより次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。旅行契約は当社が申込金を受領し、契約の締結を承諾したときに成立するものといいます。

旅行契約は予約完了時に「契約締結承諾画面」を表示したときに成立いたします。

旅行代金		申込金(おひとり)
出発日の前日から起算してかかるのは	60日	出発日の前日から起算してかかるのは
50万円以上	10万円以上旅行代金まで	10万円以上旅行代金の20%以内
30万円以上 50万円未満	5万円以上旅行代金まで	5万円以上旅行代金の20%以内
15万円以上 30万円未満	3万円以上旅行代金まで	3万円以上旅行代金の20%以内
10万円以上 15万円未満	2万円以上旅行代金まで	2万円以上旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上旅 行代金まで	旅行代金の20%

(2) 【1】当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

【2】ネットで予約・店舗でお支払いをする場合には当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社から受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させることは、第25項(3)の定めにより契約が成立します。

(4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社から定める目までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第29項による第三者提供が行なわれるることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことと予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウエイティングの取扱いについての特約

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウエイティングの取扱い」といいます)をすることがあります。

(1) お客様がウエイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウエイティング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

(2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能になった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するにともに預り金を申込金に充当します。

(3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承認通知の方法によつて行われたときはお客様に到達した時に成立するものとします)。

(4) 当社は、ウエイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかつた場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5) 当社は、ウエイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウエイティングの取扱いを解除する旨の申出が

あった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいただきません。

4. お申し込み条件

(1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) お客様が暴力的凶暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) お客様が当社から対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動しかし暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が風紀を乱す行為たり、偽証や威力を用いて当社からの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や身心に障がいのある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮が必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申込下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になつた場合は直ちにお申出ください)、あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申出ください。

(7) 前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でこれらを申し出させていただくことがあります。

(8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件にすることがあります。また、お客様からお申出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申出しに基づき、当社がお客様のために請じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(6)(7)(8)はお申出日の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療が必要となる状況になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施にはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(11) お客様がご都合による旅行中断は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は固体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し
6. 旅行代金の支払い
7. 旅行代金の払込期日

(1) 当社は、旅行契約成立後すぐにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を持った最終旅行日程表を遡るとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前から旅行開始日の前日までにお渡しします)。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社から受領したときに、また、郵便又はファクシミリでのお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させることは、第25項(3)の定めにより契約が成立します。

(4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社から定める目までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第29項による第三者提供が行なわれるることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことと予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

8. 旅行代金に含まれるもの

「旅行代金」は、第3項(1)の「申込金」、第15項(1)の【1】のアの「取消料」、第15項(1)の【2】のアの「違約料」、および第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」として表示した金額(プラス「追加代金」として表示した金額)マイナス「割引代金」として表示した金額となります。

9. 旅行代金の額の変更

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であつて、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウエイティングの取扱い」といいます)をすることがあります。

(1) お客様がウエイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウエイティング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立するものではありません。

(2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能になった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するにともに預り金を申込金に充当します。

(3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知が当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承認通知の方法によつて行われたときはお客様に到達した時に成立するものとします)。

(4) 当社は、ウエイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかつた場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5) 当社は、ウエイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウエイティングの取扱いを解除する旨の申出が

等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。

(5) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金

(6) 航空機による手荷物の運搬料金

航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金(ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しく述べてはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続を行つるものであります。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。)

(7) 現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)但し、一部の空港・駅・港・ホテルではボーテーがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

(8) 添乗員同行コースの同行費用

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

(9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ

該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徵収および返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(9)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)

(2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等、および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分

(3) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用および伴う税・サービス料

(4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料・渡航手続代行料)

(5) ご希望の方のみ参加されるオプショナル・ツア(別途料金の小旅行)の料金

(6) 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)

※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になつたときは不足分を追加徵収し、減額になつたときはその分を返金します。

(7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課する追加費用(新設されたものも含む)。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示した場合を除きます。)

(8) 日本国内の空港施設使用料等

(9) 日本国における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(10) 旅行日程中の国際観光旅客税、空港税等(ただし、国際観光旅客税、空港税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。)

(11) 特別な配慮・処置に要した費用

10. 追加代金と割引代金

(1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)

(1) お1人部屋を使用される場合の追加代金

(2) ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金

(3) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の追加代金

(4) ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金

(5) ホームページ・パンフレット等で当社が「C-Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額

(6) 国内特種代金プラン

(7) その他ホームページ・パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストレートチックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等)

(2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます)

(1) ホームページ・パンフレット等で当社が「トリップ割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金

(2) その他ホームページ・パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの

11. 旅券・査証について

(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途協約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

(2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

(1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他当社の開局し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止め不得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の開局し得ないものである理由により当該事由とその因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

(2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載する場合を除き、IT運賃(包括旅行用運賃)を適用しているため、当社が予約・発券済み航空便の全区間を利用することが条件となっています。お客様のご都合により路線もしくは一部区間の便に搭乗されなかつた場合には、航空会社の運賃条件・規定に基づき、片道普通運賃等を請求させていただくことがあります。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度大額を超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4) 第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他に支払い又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供を行なっているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として 11,000 円(消費税込)をいただきます(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を有し、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

[1] お客様の解除権

ア、お客様は次回に記載した取消料(おひとりにつき)をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

注) 買替航空機を利用する募集型企画旅行契約および旅行日程中に 3 泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(日本発着時に船舶を利用するコースを除く)の場合は、ホームページ・パンフレットまたはコースページに明示している金額を取消料として申し受けます。

区分	取消料
一 本邦出張時に帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行(次項から第 4 項に掲げる旅行契約を除く。)	旅行代金の 10%以内
イ 旅行開始日の前日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目に当たる日以降に解除するとき(口から二までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合(ハ)及び(ニ)に掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%以内
ハ 旅行開始日の前日以降に解除する場合(ニ)に掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%以内
二 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
二 本邦出張時又は帰国時に、航空会社やエプロ等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの(次項に掲げる旅行契約を除く。)	旅行代金の 10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
イ 旅行契約締結後に解除する場合(口から二に掲げる場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ 旅行開始日の前日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目に当たる日以降に解除するとき(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日以降に解除する場合(ハ)に掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
二 旅行開始日の前日以降に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
三 旅行日程中に 3 泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)	① クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数(航空機内のもの)を除く。(2) お問い合わせにて同じ。の 50% 以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料受取期間の 2 分の 1 に適用される取消料率の 2 分の 1 に相当する率以上。 ② クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の 50% 未満のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料受取期間の 2 分の 1 に適用される取消料率の 4 分の 1 に相当する率以内
ロ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
四 買替航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 10 日目に当たる日以降に解除する場合(口から二までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合(ハ)及び(ニ)に掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%以内

八 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目に当たる日以降に解除する場合(ニ)に掲げる場合を除く。)	旅行代金の 80% 以内
二 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100% 以内
五 本邦出港時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。	
備考	
(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
(二) 本表の適用に当たつて「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程 第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した」時以降をいいます。	
(三) 第二項の規定において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかつたときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料の額として取り扱います。	

1. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 24 項の表左欄に掲げるものの他の重要なものである場合に限ります。

b. 第 13 項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施不可能となり、又は不可能となるそれが極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し、第 5 項の(2)に記載の最終旅行日程を同項に規定する日までにお渡しなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ. 当社は本項(1)の【1】のアにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の【1】のアにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。

エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めください」と以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施をやめます。但し、十分な安全措置を講ずることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになるときは、所定の取消料が必要となります。

オ. お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体会のお取消しとしない、所定の取消料を收受します。

カ. 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上およびその他渡航手続

上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を收受します。

【2】当社の解約権

ア、お客様が第 6 項に規定する日程までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の【1】のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ、次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解約することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が病気、必要な助弼者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げると認められたとき。

e. お客様が契約内容に開き合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27~5/6, 7/20~8/31, 12/20~1/7 に旅行開始するときは、旅行開始前の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前にまた、同期間以外に旅行開始するとときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

g. キャー目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそれが極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

i. 上記 h の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めください」と以上の危険情報が発出されたときは(但し十分な安全措置を講じることが可能な場合は旅行を実施いたします)。その場合の取消料については、本項(1)の【1】のアが適用します。

j. 上記 h の一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用してする場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されるとき。

カ. 当社は本項(1)の【2】のアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(1)の【2】のアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しをいたします。

（2）旅行開始後の解除

【1】お客様の解説・払い戻し

ア、お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能な旅行サービスに付随する部分の契約を解除することができます。

ウ、本項(2)の【1】のイの場合において、当社は、旅行代金うち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

【2】当社の解説・払い戻し

ア、旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病気、必要な助弼者の不在その他の事由により、旅行の继续に耐えられないと認められる。

b. お客様が 第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する

口旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合

旅行代金の 100%以内

四 買替航空機を利用する募集型企画旅行契約

イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 10 日目に当たる日以降に解除する場合(口から二までに掲げる場合を除く。)

旅行代金の 20%以内

ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合(ハ)及び(ニ)に掲げる場合を除く。)

旅行代金の 50%以内

四 買替航空機を利用する募集型企画旅行契約

イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 10 日目に当たる日以降に解除する場合(口から二までに掲げる場合を除く。)

旅行代金の 20%以内

ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合(ハ)及び(ニ)に掲げる場合を除く。)

旅行代金の 50%以内

暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨害するとき。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

e. 上記 d の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めください」と以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になつたとき。

イ. 解除の効果および払い戻し

本項(2)の【2】のアにより旅行契約を解除した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいかだしその提供を受けないない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

ウ. 本項(2)の【2】のアにより、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための手配をいたします。

エ. 当社が本項(2)の【2】のアにより旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かつてのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、「第 13 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前 15 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に對し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しと、7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しとあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に對し当該金額を払い戻します。

(2) 本項(1)の規定は、第 20 項(当社の責任)又は第 22 項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に對し次に掲げる業務を行います。

(1) お客様が旅行中で旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められたときは、募集型企画旅行契約に従つた旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じること。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行なうこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるように努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していくべきことは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19. 添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はホームページ・パンフレット等に明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないません。

(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。また労働基準法の定めから勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。

(5) 本項(1)の規定に関わらず、当社の関与しない事由による日程変更が生じ、かつ旅行管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがございます。

20. 当社の責任

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたつて、当社又は当社が手配を行なされた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(2) お客様が次に示すような事由により、損害を受けた場合に限りましては、当社が原則として本項(1)の責任を負いません。【1】天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害【3】運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止【4】官公署の命令、又はそれに由来する損害【5】自動車由因の交通事故【6】食中毒【7】盗難【8】運送機関の遅延・不運、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかるず損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は 1 人あたり最高 15 万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)といたします。

(4) 航空運送契約または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

(5) 手配代行者は、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社代行で手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意又は過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

21. 特別補償

(1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社契約特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500 万円)・後遺障害補償金(2500 万円を上限)・入院見舞金(4 万円~40 万円)・普通見舞金(2 万円~10 万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限)・募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。

(2) 手配代行者は、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社代行で手配する者をいいます。なお、手荷物の損害に対しては死亡補償金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

